

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

下 関 市

目 次

下関市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	犯罪被害者等支援金	1
3	国民健康保険・後期高齢者医療	2
4	国民年金.....	2
5	税 金	3
6	住居・生活	3
7	子育て.....	5
8	教 育	6
9	障 害	7
10	介 護	7
11	その他.....	8

下関市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的相談窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	生活安全課 TEL: 242-0797
--	------------------------

2 犯罪被害者等支援金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
見舞金	遺族見舞金 30万円 重傷病見舞金 10万円 性犯罪被害見舞金 10万円	生活安全課 TEL: 242-0797
日常生活支援金	下記に係る費用について、上限額30万円 ・ハウスクリーニング費用 ・一時宿泊費用 ・転居費用 ・家賃 ・配食費用 ・家事及び介護等費用 ・一時保育費用 ・就労準備費用 ・カウンセリング費用 ・法律相談費用 ・被害者参加制度利用費用	

3 国民健康保険・後期高齢者医療

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
高額療養費の支給	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	保険年金課 (国民健康保険) 給付係 TEL: 231-1668 (後期高齢者医療) 後期高齢者医療係 TEL: 231-1306
医療費の一部負担金の減免、徴収猶予	災害や失業など特別な理由で医療費の一部負担金の支払いが困難となった場合等、相談に応じます。	保険年金課 (国民健康保険) 給付係 TEL: 231-1668 (後期高齢者医療) 後期高齢者医療係 TEL: 231-1306
保険料の減免	保険料の納付が困難となった場合等に、状況に応じた減免や分割納付等の相談に応じます。	保険年金課 (国民健康保険) 徴収係 TEL: 231-1689 (後期高齢者医療) 後期高齢者医療係 TEL: 231-1306

4 国民年金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
遺族基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給されます。	保険年金課年金係 TEL: 231-1931
障害基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中に要件を満たす方が、かかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合等に、支給されます。	保険年金課年金係 TEL: 231-1931
国民年金保険料の減免	国民年金保険料の納付が困難となった場合等に、相談に応じます。	保険年金課年金係 TEL: 231-1931

5 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
市税等の減免、納付相談	市税等の納付が困難となった場合等に、状況に応じた減免や納付の相談に応じます。	【市・県民税の減免】 市民税課市民税係 TEL: 231-1916
		【固定資産税の減免】 資産税課償却資産係 TEL: 231-1918
		【市税の納付相談】 納税課 TEL: 231-1170

6 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方(以下「支援措置対象者」)について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止(住民基本台帳事務におけるDV等支援措置)し、支援措置対象者の保護を図ります。	市民サービス課 TEL: 231-1304
市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合等に、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	住宅政策課 TEL: 231-4101

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
生活保護	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対して、日本国憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障して、その自立を助長する制度です。	生活支援課 TEL: 231-1172
生活困窮者の自立に向けての相談	生活にお困りの方の相談を受け付け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。	生活サポートセンター下関 TEL: 0120-150-873
上下水道料金の納付	上下水道料金の納付が困難となった場合等に、状況に応じた納付の相談に応じます。	お客さまサービス課 TEL: 231-6679
商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害等について、消費生活相談員が相談に応じます。	消費生活センター TEL: 231-1270
多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融等について、消費生活相談員が相談に応じます。	消費生活センター TEL: 231-1270

7 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。子ども虐待に関する相談にも応じます。	こども家庭支援課 (こども家庭センター) TEL: 231-1980
【出産】 助産施設の利用	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設を利用することができます。	こども家庭支援課 TEL: 231-1432
【育児】 児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	こども家庭支援課 TEL: 231-1928
【保育】 保育料の軽減	保育料について、所得に応じて軽減します。	幼児保育課 TEL: 231-1929
【保育】 一時保育(一時預かり)	保護者の傷病・入院・リフレッシュ等の私的な理由等により、緊急、一時的に保育が必要となった子ども(保育園等に入所していない子ども)を保育します。	幼児保育課 TEL: 231-1929
【預かり】 ショートステイ	保護者が病気や、災害、事故、育児疲れ等様々な事情により子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で子どもをお預かりします。	子育て政策課 TEL: 231-1353

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
【預かり・送迎】 ファミリーサポートセンター	子どもの預かり等の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織で、援助を受けたい会員からの申込みに応じて、援助を行ってくれる会員を紹介します。	ファミリーサポートセンター TEL: 233-7632 (子育て政策課内)
【医療】 ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親(母子・父子)家庭及び父母のない子どもに要した医療費の自己負担分を助成します。(所得制限あり)	こども家庭支援課 TEL: 231-1928
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に対し、児童が就学するために必要な資金をはじめとした各種資金の貸付を行います。	こども家庭支援課 TEL: 231-1358
就業の支援	母子家庭の母及び父子家庭の父の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。 (自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等)	こども家庭支援課 TEL: 231-1358

8 教育

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
【就学】 各種就学援助	経済的な理由により就学が困難な家庭に対して、困窮にあると認められる場合に、学校で必要な費用の一部を援助します。	学校教育課 TEL: 231-1570
教育、不登校、いじめ、非行等の相談	不登校、いじめ等について、児童生徒や保護者から寄せられる相談に応じています。	学校教育課 TEL: 231-6995
青少年に関わる相談 (ヤングテレホン)	青少年の友人・家族・異性関係、進路や健康・性、不登校、いじめ、ひきこもり等の悩みの相談に応じています。	生涯学習課 TEL: 231-7838

9 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
自立支援医療の 負担軽減	一定以上の症状を有する機能障害の 治療のため治療が必要な方に対して、 医療費の自己負担額を軽減します。	【自立支援医療(育成医療)】 健康推進課 TEL: 231-1447
		【自立支援医療(精神通院)】 健康推進課 TEL: 231-1419
障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期 対応に努めるとともに、障害者虐待の 防止の啓発を行います。	障害者支援課 TEL: 227-4199
身体の障害	身体の障害により身体障害者手帳を 交付された方は障害の程度に応じ、 様々な支援を受けることができます。	障害者支援課 TEL: 231-1917

※その他にも、各種支援があります。詳細は「福祉のしおり」をご覧ください。

10 介護

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
介護保険料の 減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場 合等に、状況に応じた減免や分割納付 等の相談に応じます。	介護保険課 TEL: 231-1138
介護サービス利用料 の減免	介護サービス利用料の自己負担金の 支払いが困難となった場合等に、相談 に応じます。(交通事故、闘争等の第 三者行為を除く)	介護保険課 TEL: 231-1139

※その他にも、各種支援があります。詳細は「福祉のしおり」をご覧ください。

11 その他

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介等を行います。	健康推進課 TEL: 231-1419
DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	女性相談窓口 TEL: 231-1156
高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	長寿支援課 TEL: 231-1168
医療機関に関する相談	市内の医療機関に関する相談に応じます。	保健医療政策課 (医療相談窓口) TEL: 231-1325